

「職場における熱中症防止に係る検討会」報告書案概要

第4回 職場における熱中症防止対策に係る検討会資料

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

職場における熱中症防止対策に係る検討会

趣旨・目的

令和6年の職場における熱中症による死亡者数は31人と、3年連続で30人以上となっており、対策の強化は喫緊の課題である。こうした課題に対応するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、迅速かつ適切に対処することで死亡者を減らすことを目的とし、令和7年6月に労働安全衛生規則改正を行い、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付けた。

また、労働政策審議会安全衛生分科会では、これに加え、平時からの健康管理も含めた予防策の重要性が指摘され、データに基づいた熱中症防止対策の検討が必要とされた。

このため、学識経験者及び現場に詳しい関係業界の代表者等により、職場における効果的な熱中症防止対策等について検討を行う。

検討事項

- (1) 職場における効果的な熱中症防止対策について
- (2) その他

論点

- (1) 熱中症重篤化防止対策
- (2) 予防策
- (3) 予防策への支援

開催日

- 第1回：令和7年12月23日
第2回：令和8年2月2日
第3回：令和8年2月4日
第4回：令和8年3月2日

構成員名簿

安藤 真樹 日本製鉄(株)安全環境防災部安全推進室主幹
岩崎 優弥 日本基幹産業労働組合連合会中央執行委員
漆原 肇 日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局長
小澤 重雄 建設労務安全研究会副理事長
(戸田建設(株)安全品質環境管理本部安全管理統轄部専任役)
亀田 幸雄 全日本運輸産業労働組合連合会中央副執行委員長
川口 弘之 日本通運(株)コーポレートソリューション本部
安全・品質・業務推進部専任部長
神田 潤 (一社)日本救急医学会熱中症および低体温症に
関する委員会委員長
(日本医科大学武蔵小杉病院集中治療科部長)
齊藤 宏之 (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
化学物質情報管理研究センター ばく露評価研究部長
坂下 多身 (一社)日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹
佐々木 誠 (一社)全国警備業協会労務委員会委員長
(株)セシム代表取締役社長)
田久 悟 全国建設労働組合総連合労働対策部部长
堀江 正知 産業医科大学副学長(教育研究担当)
宮内 博幸 産業医科大学産業保健学部産業衛生科学科
作業環境計測制御学教授

(敬称略、五十音順)

(オブザーバー)

環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室 室長補佐
経済産業省イノベーション・環境局国際標準課 課長補佐
国土交通省大臣官房技術調査課 課長補佐
国土交通省不動産・建設経済局建設業課 企画専門官
農林水産省農産局技術普及課 課長補佐

「職場における熱中症防止対策に係る検討会」報告書案 概要

1. 検討会開催の趣旨

気候変動の影響により、年平均気温は上昇傾向にあり、熱中症による救急搬送人員等は高い水準で推移している。政府においては、「熱中症対策行動計画」を策定し、熱中症対策を推進している。

職場における熱中症対策について、近年、休業4日以上死傷者数は増加傾向にあり、死亡者数は毎年20~30人程度で推移している。このような状況を踏まえ、令和7年に、労働安全衛生規則改正により、対策を強化した。当該対策は、主として熱中症の重篤化による死亡災害を防止することが目的であり、労働政策審議会では、今後、予防策を検討することが必要とされた。こうしたことを受け、令和8年夏に向けた対策について、検討を行った。

2. 令和7年夏の状況

- 令和7年夏の熱中症による労働災害件数の速報値（12月末時点）は、令和6年同時点の速報値と比較すると、休業4日以上死傷者数は約41%増加したが、死亡者数は50%減少した。令和7年6~8月の平均気温偏差が+2.36℃と統計開始以来最高を記録しており、死傷者数の増加の一因となったと推測される。
- 労働基準監督署の調査によると、労働安全衛生規則第612条の2（改正省令）に関する違反・指導状況は、全体では約6%の事業場が、熱中症の発災事業場では約20%が何らかの指導を受けていた。

3. 検討結果

（1）重篤化の防止

- 速報段階では、令和7年度安衛則改正は、熱中症の重篤化による死亡災害の防止に寄与したと考えられる。
- 発災事業場においては、改正省令に基づく措置が行われていない傾向である。**引き続き改正省令に基づく措置の徹底を図る必要がある。**

（2）予防策の強化

- 死亡者数の抑制だけでなく、休業4日以上死傷者数の抑制も重要。**熱中症の罹患リスクそのものを低下させることが求められる。**
- 熱中症予防については、業種・業態や作業内容や作業場所による制約条件などが異なり、対策の実施にあたっての留意点も様々なものがある中、一律による対策を示すのではなく、複数のオプションの中から、事業者がその業種・業態に応じて適切な対策を選択できるよう、**包括的に熱中症防止対策をまとめたガイドラインを策定**することが有効である。

（3）予防策への支援等

- 熱中症対策機器の補助は**、60歳以上の高年齢労働者を対象に行われているが、休業4日以上死傷者は、60歳未満の者が7割以上にのぼることから、**予防策をより充実させるため、対象年齢の制限の廃止等について検討することが必要である。**
- ファン付き作業服、ウェアラブルデバイスについては、その実態を検討し、必要な対応を取る必要がある。